

西条市総合体育館利用料

1 西条市体育館設置及び管理条例第5条第1項本文の場合

(単位：円)

使用区分			使用時間				
			9時～ 12時	12時～ 17時	17時～ 22時	1時間ご と	
主競技場	アマチュア スポーツ	入場料を徴収しない場合(A)	一般・学生	2,640	4,400	4,400	880
			中学生以下	1,320	2,200	2,200	440
		入場料を徴収する場合(B)	一般・学生	7,920	13,200	13,200	2,640
			中学生以下	3,960	6,600	6,600	1,320
	アマチュア スポーツ以 外	入場料を徴収しない場合(C)		10,560	17,600	17,600	3,520
		入場料を徴収する場合(D)		21,120	35,200	35,200	7,040
第1格技 室	アマチュア	入場料を徴収しない場合(A)		600	1,200	1,500	300
	スポーツ	入場料を徴収する場合(B)		2,400	4,800	6,000	1,200
第2格技 室	アマチュア	入場料を徴収しない場合(C)		5,700	9,600	12,450	2,400
	スポーツ以 外	入場料を徴収する場合(D)		11,400	19,200	24,900	4,950
大会議室 兼卓球室	アマチュア	入場料を徴収しない場合(A)		450	600	900	150
	スポーツ	入場料を徴収する場合(B)		900	1,200	1,800	300
	アマチュア スポーツ以 外	入場料を徴収しない場合(C)		1,650	2,850	3,600	600
		入場料を徴収する場合(D)		3,300	5,700	7,200	1,350
弓道場兼 アーチェ リー室	アマチュア	入場料を徴収しない場合(A)		300	450	600	150
	スポーツ	入場料を徴収する場合(B)		600	900	1,200	300
小会議室	会議等	入場料を徴収しない場合(A)		300	450	600	150
		入場料を徴収する場合(B)		600	900	1,200	300

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。

3 アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収するが、営利を目的としないものについては、使用区分を(C)とする。

4 アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収しないが、付随的に営利を得ることがある場合は、使用区分を(D)とする。

## 2 西条市体育館設置及び管理条例第5条第1項ただし書の場合

(単位：円)

使用区分			利用料
トレーニング室	一般及び学生	普通	1人1回につき 150
		回数券	11枚綴 1,500
		1か月定期券	1か月 2,400
第1格技室	一般及び学生		1人1回につき 150
第2格技室 弓道場兼アーチェリー室 大会議室兼卓球室	中学生以下		〃 70

備考 1回とは、入館から退館までをいう。

## 3 設備備品使用の場合

(単位：円)

設備・備品名	単位	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき
ステージライト	アマチュア	550	1,100
	アマチュア以外	2,200	4,400
放送設備	アマチュア	1,500	3,000
	アマチュア以外	6,000	12,000
シャワー	1回につき	100	100
冷風機(大)	1台1時間に	150	150

	つき		
冷風機（小）	1台1時間に つき	50	50

#### 4 物品販売店設置の場合(単位：円)

使用区分	単位	館内	館外
物品販売店	1店1日につき	900	450

備考 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。

#### 5 部分使用の場合

使用区分	単位	利用料
主競技場 格技室	床面の3分の1以下	全面使用について定められた使用区分の利用料の額の3分の1に相当する額
大会議室兼卓球室	床面の3分の1を越え2分の1以下	全面使用について定められた使用区分の利用料の額の2分の1に相当する額
	床面の2分の1を越え3分の2以下	全面使用について定められた使用区分の利用料の額の3分の2に相当する額

備考 利用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

#### 6 冷房・暖房設備使用の場合

(単位：円)

使用区分		アマチュアスポーツ		アマチュアスポーツ以外のもの	
主競技場	冷房	1階主競技場	1時間につき 2,200	1時間につき	4,400
		2階観覧席	〃 6,600	〃	13,200
		1階、2階	〃 8,800	〃	17,600

		同時使用		
	暖房	1階主競技場	” 2,090	” 4,180
		2階観覧席	” 5,500	” 11,000
		1階、2階同時使用	” 7,590	” 15,180
大会議室	冷房		” 380	” 770
兼卓球室	暖房		” 550	” 1,100
小会議室	冷房		” 60	” 110
	暖房		” 110	” 220

#### 西条市ひうち体育館利用料

##### 1 西条市体育館設置及び管理条例第5条第1項本文の場合

(単位：円)

使用区分	利用料
主競技場	1時間につき 440
会議室・研修室1・研修室2	1室1時間につき 300
和室1・和室2・クラブ室	1室1時間につき 220

#### 備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。
- 3 冷暖房設備を使用するときは、利用料金の3割を加算する。
- 4 利用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

##### 2 西条市体育館設置及び管理条例第5条第1項ただし書の場合

(単位：円)

使用区分	利用料
トレーニング室	普通 1人1回につき 150

	回数券	11枚綴 1,500
	1か月定期券	1か月 2,400

備考 1回とは、入館から退館までをいう。

### 3 部分使用の場合

(単位：円)

使用区分	単位	利用料
主競技場	2分の1以下の部分を使用する場合	1時間につき 220

### 4 設備の使用の場合

(単位：円)

使用区分	単位	利用料
シャワー	1回につき	100
冷風機（大）	1台1時間につき	150
冷風機（小）	1台1時間につき	50

### 5 物品販売店設置の場合

(単位：円)

使用区分	単位	利用料
物品販売店(屋内)	1店1日につき	900
物品販売店(屋外)	1店1日につき	450

備考 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。

## 西条市東予体育館利用料

### 1 西条市体育館設置及び管理条例第5条第1項の場合

(単位：円)

区分	使用時間				備考				
	9時～12時	12時～17時	17時～22時	1時間ごと					
主 競 面	全 面	アマチ ユアス	入場料を徴 収しない場	一般・学生	1,980	3,300	3,300	660	個人使用の場 合
				中学生以下	990	1,650	1,650	330	

技 場	使 用 の 場 合	ポ ー ツ	合						一般・学生
			入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	一般・学生	5,940	9,900	9,900	1,980	1人1回につき
				中学生以下	2,970	4,950	4,950	990	150
		ア マ チ ユ ア ス	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	7,920	13,200	13,200	2,640	中学生以下	
			入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	15,840	26,400	26,400	5,280	1人1回につき	
ポ ー ツ 以 外		0	0	0	0	70			
2分の1以下の部分を使用する場合				全面利用料の2分の1に相当する額					
格 技 場	全 面 使 用 の 場 合	ア マ チ ユ ア ス	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	600	1,200	1,500	300	個人使用の場 合	
			入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	2,400	4,800	6,000	1,200		
			ポ ー ツ	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	5,700	9,600	12,450	2,400	1人1回につき
		入 場 料 を 徴 収 す る 場 合		11,400	19,200	24,900	4,950	150	
		ポ ー ツ 以 外		0	0	0	0	中学生以下 1人1回につき 70	
2分の1以下の部分を使用する場合				全面利用料の2分の1に相当する額					
卓 球 場	全 面 使 用 の 場 合	ア マ チ ユ ア ス	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	450	600	900	150	個人使用の場 合	
			入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	900	1,200	1,800	300		
			ポ ー ツ	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	1,650	2,850	3,600	600	1人1回につき
		入 場 料 を 徴 収 す る 場 合		3,300	5,700	7,200	1,350	150	
		ポ ー ツ 以 外						中学生以下 1人1回につき 70	
2分の1以下の部分を使用する場合				全面利用料の2分の1に相当する額					
ト レ ー ニ ン グ 室		普通		1人1回につき150					
		回数券		11枚綴 1,500					
		1か月定期券		1か月 2,400					
会 議 室		1室につき1時間当たり							

			150	
放送設備	アマチュア	入場料を徴収しない場合	一回につき1,500	
		入場料を徴収する場合	一回につき3,000	
	アマチュア以外	入場料を徴収しない場合	一回につき6,000	
		入場料を徴収する場合	一回につき12,000	
シャワー			一回につき100	
冷風機（大）	1台1時間につき		150	
冷風機（小）	1台1時間につき		50	

備考

- 1 1回とは、入館から退館までをいう。
- 2 利用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

## 2 物品販売店設置の場合

(単位：円)

使用区分	単位	利用料
物品販売店(屋内)	1店1日につき	900
物品販売店(屋外)	1店1日につき	450

備考 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。

## 西条市ひうち陸上競技場利用料

### 1 西条市陸上競技場設置及び管理条例第5条第1項本文の場合

(単位：円)

使用区分			単位	利用料
トラック・フィールド	アマチュアス	入場料を徴収し	1時間につき	2,250
	ポーツ	ないとき(A)	1日につき	15,000

		入場料を徴収する とき(B)	1時間につき	4,500
			1日につき	30,000
	アマチュアス ポーツ以外の もの	入場料を徴収し ないとき(C)	1時間につき	4,500
			1日につき	30,000
		入場料を徴収す るとき(D)	1時間につき	9,000
			1日につき	60,000
本部室・会議室1・会議室2			1室1時間につ き	70
			1室1日につき	450

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。
- 3 1日とは、9時から17時までとする。
- 4 アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収するが、営利を目的としないものについては、使用区分を(C)とする。
- 5 アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収しないが、付随的に営利を得ることがある場合は、使用区分を(D)とする。
- 6 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く月曜日から金曜日までの利用料については上記の表の料金に100分の80を乗じて得た額とする。
- 7 利用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 西条市陸上競技場設置及び管理条例第5条第1項ただし書の場合

(単位：円)

使用区分			単位	利用料
トラック	一般及び学生	普通	1人1回	150
		回数券	11枚綴	1,500
	高校生以下	普通	1人1回	70
		回数券	11枚綴	700

備考 1回とは、入場から退場までとする。

### 3 設備・備品使用の場合

(単位：円)

使用区分	単位	利用料
写真判定装置	1式1日につき	3,000
放送設備	1式1日につき	1,500
シャワー	1回につき	100

### 4 物品販売店設置の場合

(単位：円)

使用区分	単位	利用料
物品販売店	1店1日につき	2,000

備考 物品販売面積は、1店につき20平方メートル以下とする。

### 5 冷房・暖房設備使用の場合

(単位：円)

使用区分		単位	利用料
本部室 会議室1 会議室2	冷・暖房	1室1時間につき	40

西条市ひうち球場及び西条市東予運動公園野球場利用料  
野球場利用料

(単位：円)

使用区分		利用料	
入場料を徴収する場 合	職業	1時間につき	9,000
	一般・学生	1時間につき	1,870
	小学生・中学生・高校生	1時間につき	900
入場料を徴収しない 場合	職業	1時間につき	1,570
	一般・学生	1時間につき	600
	小学生・中学生・高校生	1時間につき	220

練習に使用する場合	職業	1時間につき	1,120
	一般・学生	1時間につき	300
	小学生・中学生・高校生	1時間につき	150
ピッチング場のみ使用の場合		1面4時間につき	100

#### 備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 1時間に満たないときは、1時間とみなす。
- 3 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く月曜日から金曜日までの利用料については、上記の表の料金に100分の80を乗じて得た額とする。
- 4 利用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 5 職業とは、野球を業として行うものをいう。
- 6 野球以外に使用する場合は、本表に準じて徴収する。

#### 設備利用料

(単位：円)

使用区分	利用料	
照明施設	1時間につき	3,000
拡声装置	1時間につき	300
スコアボード	1試合につき	600
シャワー	1回につき	100

備考 1時間に満たないときは、1時間とみなす。

#### 物品販売店設置の場合

(単位：円)

使用区分	単位	利用料
物品販売店	1日につき	900

#### 西条市プール利用料

(単位：円)

利用料		
個人	大人	1人1回 450
	高校生・中学生	1人1回 300
	小学生	1人1回 150
団体	引率者のある30人以上の小学生	1人1回 120

備考 1回とは、入場から退場までとする。

ビバ・スポルティアSAIJO利用料

1 主競技場

(1) 市内の利用者

ア 全面使用

(単位：円)

使用区分			単価	利用料
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき	一般・学生	1時間につき	6,000
			半日につき	21,000
			1日につき	36,000
		高校生以下	1時間につき	3,000
			半日につき	10,500
			1日につき	18,000
	入場料を徴収するとき	一般・学生	1時間につき	12,000
			半日につき	42,000
			1日につき	72,000
		高校生以下	1時間につき	6,000
			半日につき	21,000
			1日につき	36,000
アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき	1時間につき	12,000	
		半日につき	42,000	
		1日につき	72,000	
	入場料を徴収するとき	1時間につき	24,000	

		半日につき	84,000
		1日につき	144,000

イ 部分使用の場合

(単位：円)

使用区分			単位	利用料		
				A面又はB面	C面又はD面	E面又はF面
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき	一般・学生	1時間につき	1,500	1,200	300
			半日につき	5,250	4,200	1,050
			1日につき	9,000	7,200	1,800
	高校生以下	1時間につき	750	600	150	
		半日につき	2,620	2,100	520	
		1日につき	4,500	3,600	900	
アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき	1時間につき	3,000	2,400	600	
		半日につき	10,500	8,400	2,100	
		1日につき	18,000	14,400	3,600	

(2) 市外の利用者

ア 全面使用

(単位：円)

使用区分			単価	利用料
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき	一般・学生	1時間につき	9,000
			半日につき	31,500
			1日につき	54,000
		高校生以下	1時間につき	4,500
			半日につき	15,750
			1日につき	27,000
	入場料を徴収するとき	一般・学生	1時間につき	18,000
			半日につき	63,000
			1日につき	108,000
	高校生以下	1時間につき	9,000	

			半日につき	31,500
			1日につき	54,000
アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき		1時間につき	18,000
			半日につき	63,000
			1日につき	108,000
	入場料を徴収するとき		1時間につき	36,000
			半日につき	126,000
			1日につき	216,000

イ 部分使用の場合

(単位：円)

使用区分			単位	利用料		
				A面又はB面	C面又はD面	E面又はF面
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき	一般・学生	1時間につき	2,250	1,800	450
			半日につき	7,870	6,300	1,570
			1日につき	13,500	10,800	2,700
		高校生以下	1時間につき	1,120	900	220
			半日につき	3,930	3,150	780
			1日につき	6,750	5,400	1,350
アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき	1時間につき	4,500	3,600	900	
		半日につき	15,750	12,600	3,150	
		1日につき	27,000	21,600	5,400	

(3) 合宿を目的とする使用者で市内に宿泊するもの

ア 全面使用

(単位：円)

使用区分		単価	利用料
アマチュアスポーツ	一般・学生	1時間につき	7,200
		半日につき	25,200
		1日につき	43,200
	高校生以下	1時間につき	3,600

		半日につき	12,600
		1日につき	21,600
アマチュアスポーツ以外のもの		1時間につき	14,400
		半日につき	50,400
		1日につき	86,400

イ 部分使用の場合

(単位：円)

使用区分		単位	利用料		
			A面又はB面	C面又はD面	E面又はF面
アマチュアスポーツ	一般・学生	1時間につき	1,800	1,440	360
		半日につき	6,300	5,040	1,260
		1日につき	10,800	8,640	2,160
	高校生以下	1時間につき	900	720	180
		半日につき	3,150	2,520	630
		1日につき	5,400	4,320	1,080
アマチュアスポーツ以外のもの		1時間につき	3,600	2,880	720
		半日につき	12,600	10,080	2,520
		1日につき	21,600	17,280	4,320

(4) 合宿を目的とする使用者で市外に宿泊するもの

ア 全面使用

(単位：円)

使用区分		単価	利用料
アマチュアスポーツ	一般・学生	1時間につき	24,000
		半日につき	84,000
		1日につき	144,000
	高校生以下	1時間につき	12,000
		半日につき	42,000
		1日につき	72,000
アマチュアスポーツ以外のもの		1時間につき	48,000

	半日につき	168,000
	1日につき	288,000

イ 部分使用の場合

(単位：円)

使用区分		単位	利用料		
			A面又はB面	C面又はD面	E面又はF面
アマチュアスポーツ	一般・学生	1時間につき	6,000	4,800	1,200
		半日につき	21,000	16,800	4,200
		1日につき	36,000	28,800	7,200
	高校生以下	1時間につき	3,000	2,400	600
		半日につき	10,500	8,400	2,100
		1日につき	18,000	14,400	3,600
アマチュアスポーツ以外のもの		1時間につき	12,000	9,600	2,400
		半日につき	42,000	33,600	8,400
		1日につき	72,000	57,600	14,400

2 照明施設

(単位：円)

単位	全面使用の場合の利用料	部分使用の場合の利用料		
		A面又はB面	C面又はD面	E面又はF面
1時間につき	3,000	750	600	150

3 会議室

(単位：円)

単位	利用料		
	会議室1	会議室2又は3	会議室4
1時間につき	150	300	220
半日につき	520	1,050	780
1日につき	900	1,800	1,350

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復の時間を含む。

- 2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。
- 3 1日とは、午前9時から午後5時までをいう。
- 4 半日とは、4時間とする。
- 5 上記の1の(1)及び(2)の表において、アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収する場合であっても、営利を目的としないものは、同表のアマチュアスポーツ以外 入場料を徴収しない場合の料金を適用する。
- 6 上記の1の(1)及び(2)の表において、アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収しない場合であっても、付随的に営利を得ることがあるものは、同表のアマチュアスポーツ以外 入場料を徴収する場合の料金を適用する。
- 7 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く日の利用料は、上記の表の金額に100分の80を乗じて得た金額とする。
- 8 利用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 9 主競技場の使用者は、主競技場の利用料を負担することにより、トレーニング室及び会議室を使用することができる。

#### 4 トレーニング室

(単位：円)

単位	利用料
1人1回につき	150
回数券11枚	1,500
1か月定期券	2,400

備考 1回とは、入場から退場までとする。

#### 5 設備、備品

(単位：円)

区分	単位	利用料
放送施設	一式1回につき	1,500
ピッチングマシン	1台1回につき	1,500
シャワー	1回につき	100

#### 6 物品販売店の設置

(単位：円)

単位	利用料
1店1日につき	900

備考 物品販売店の面積は、1店につき3平方メートル以下とする。

西条市有料公園利用料

(単位：円)

公園名	有料公園施設の名称	利用料			
西条市西条市民公園	多目的広場	1時間	半面	一般・学生	280
				小学生以下・中学生・高校生	130
		全面	一般・学生	550	
			小学生以下・中学生・高校生	260	
	夜間照明施設 1時間	半面	520		
		全面	1,050		
シャワー	一回につき	100			
西条市東予運動公園	多目的広場	1時間	半面	一般・学生	280
				小学生以下・中学生・高校生	130
		全面	一般・学生	550	
			小学生以下・中学生・高校生	260	
	球技場	1時間	一般・学生	1,100	
			小学生以下・中学生・高校生	550	
部分使用		2分の1以下の部分を使用する場合は、全体利用料の2分の1に相当する額			

海浜広場	テントサイト	1張り1日につき		150
	貸しテント	1張り1日につき	10人用	2,250
			6人用	1,500
物品販売店 (屋外)	1店1日につき			450

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。
- 3 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする
- 4 利用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

西条市西条市民公園テニスコート及び西条市東予運動公園テニスコート利用料

(単位：円)

名称	使用区分			利用料
西条市西条市民公園テニスコート	テニスコート	1面 1時間	一般・学生	300
			小学生以下・中学生・高校生	150
	夜間照明施設	1面 1時間		300
西条市東予運動公園テニスコート	テニスコート	1面 1時間	一般・学生	300
			小学生以下・中学生・高校生	150
	練習コート			無料
	夜間照明施設	1面 1時間		300

- ・備考 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。

西条市丹原B&G海洋センター利用料

1 プール利用料

(単位：円)

区分	単位	利用料
----	----	-----

幼児	1回につき	150
小・中学生	1回につき	300
高校生・一般	1回につき	450

備考

- 1 幼児とは、小学校入学前の者をいう。
- 2 1回とは、入場から退場までとする。

## 2 物品販売店設置の場合

(単位：円)

使用区分	単位	利用料
物品販売店(屋内)	1店1日につき	900
物品販売店(屋外)	1店1日につき	450

備考 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。